

<報告(1)>

平成18年度会長の職務代行順位及び運営委員会幹事について(案)

(会則上、会長が定めるとしているもの)

ア. 職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、大府市企画政策部長、吉良町総務部長の順とする。

イ. 平成18年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛知県
-------	-----

幹事	
地域ブロック	市町村名
尾張	江南市
	豊山町
海部	愛西市
	七宝町
知多	大府市
	南知多町
西三河	安城市
	吉良町
豊田加茂	豊田市
新城設楽	新城市
	豊根村
東三河	蒲郡市
	御津町